

## 南九州大学倫理委員会規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、南九州大学（以下「本学」という。）が実施する研究、教育活動等を行うに当たって、対象となる人間及び実験動物について、倫理的、法的、社会的理念に基づき配慮して実施することを目的とする。

### (委員会の設置)

第 2 条 本学に前条の目的を達成するため、南九州大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第 3 条 委員会は、学長が委嘱した本学教員 7 人以上 10 人以内及び学外有識者 3 人で組織する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 委員長は、本学教員委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会の審査)

第 6 条 委員会は、研究者から申請された研究等の実施計画とその成果の公表予定の内容を倫理的、法的、社会的観点から審査するものとする。審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に特に留意しなければならない。

(1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護

(2) 研究等の対象者に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究等によって生じる個人への不利益及び危険性に対する配慮

(4) 研究等の対象となる実験動物の擁護

2 動物実験に関する事項は、南九州大学動物実験規則により審査する。

### (議事)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上（委任状を含む。）が出席し、かつ、本学以外の委員が 1 人以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付承認

(4) 実施計画変更の勧告

(5) 不承認

3 委員長が必要と認めるときは、審査申請をした研究者に出席を求め、実施計画の内容等の説明並びに意見の聴取をすることができる。

(記録の保存期間)

第8条 審議経過及び判定の結果は記録として保存し、保存期間は15年とする。

(審査結果等の公表)

第9条 前条の記録については、原則として公開するものとする。ただし、試料等の提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護に支障が生じる恐れがある部分は申し出ることとし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第11条 委員長があらかじめ指名した委員により、次の各号に掲げる事項については、迅速審査できるものとする。

(1) 承認した実施計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において承認されている実施計画に準じて類型化されている実施計画の審査

(3) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた実施計画を分担研究機関として実施する場合の実施計画の審査

2 委員長は、前項の審査を行った場合は、審査結果を委員会委員に報告するものとする。

3 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査するものとする。

(専門委員)

第12条 委員会に、専門の事項を調査検討させるため、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の推薦する学識経験者とし、学長が委嘱する。

3 専門委員は、委員長の要請に基づき委員会に出席することができる。

ただし、審査の判定には加わることはできない。

(申請及び審査結果)

第13条 研究等を行う研究者は、事前に倫理審査申請書(別紙様式第1)に関係資料を添えて学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請書を受理したときは、委員会へ審査を付託するものとする。

3 委員長は、速やかに委員会を開催し、審査が終了したときは、審査結果を答申書(別紙様式第2)により、学長に答申するものとする。

4 学長は、前項の答申を受けたときは、倫理審査結果通知書(別紙様式第3)に

より当該研究者に通知しなければならない。

(事務)

第14条 委員会の事務は、南九州学園総務企画部において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

第16条 この規程の改廃は、教授会において行う。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行する。

改正 平成16年6月29日、平成20年3月18日、平成22年7月27日

平成26年4月1日